

本件連絡先

泉南市行革・財産活用室(行革推進)

担当: 真鍋、竜田

TEL:072-483-0009

Mail: gyokaku@city.sennan.lg.jp

平成 29 年 12 月 6 日

報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦
(広報担当: 古木)

収入に係る事務処理の調査結果について

泉南市では、今年の5月に、教育委員会所管の泉南市留守家庭児童会の会費徴収事務において、調定が事後処理となっていたなど、債権管理が適切に行われていなかったことが判明し、それに伴い、全庁的に事務処理に誤りがないかを調査したところ、その他 11 事業において不適切な処理が判明しました。

その調査内容について、取りまとめましたので報告いたします。

記

報告内容: 別紙 収入に係る事務処理の調査について(報告書) 参照

市長コメント: 別紙 広報紙面の「市民の皆様へ」参照

収入に係る事務処理の調査について（報告書）

（１）経過

- ・ 今年の5月に、教育委員会所管の泉南市留守家庭児童会の会費の徴収事務において、調定が事後処理となっていたなど、債権管理が適切に行われていなかったことが判明。
- ・ 昨年度より行革・財産活用室が中心となって全庁的課題として取り組んできた債権管理及び滞納対策（※）と関係することから、他の収入に係る事務においても、調定の時期などの事務処理に誤りがな
いか調査を実施。

※ 平成28年第3回定例会において、滞納対策について、プロジェクトチームを立ち上げるなどして重点的に取り組んでいくとし、全庁的な取組を進めているもの。

（調査）平成29年8月1日付で、行革・財産活用室長から各部課等へ調査依頼
⇒ 6事務について、調定の時期などの事務処理に誤りが判明（8月末時点）

- ・ 平成29年9月4日に開催された「泉南市議会議員全員協議会」において、行革・財産活用室長より、調査結果を報告。
- ・ 同協議会における徹底調査の指摘等を踏まえ、改めて全庁調査を実施。

（２）調査の概要

○ 調査体制

【収入事務に係る調査特別チーム（収入事務調査班）】

副市長（チームリーダー）－ 行革・財産活用室長（班長）－ 行革・財産活用室、会計課

○ 調査対象

市民、グループ、団体等から収められる収入に係る事務

※ 国や府等からの収入や市内部の会計間移動による収入は除く

○ 調査の内容

主に、調定の時期などの事務処理が適切に行われているかについての確認

（法令等により認められている事務を除き、事前に調定したうえで債権管理を行っているか など）

○ 調査手順

① 説明会の開催

（日時）平成29年9月21日（木）及び22日（金） ※各日AM、PM1回ずつ計4回

（対象）各課2名以上（管理職及び会計事務担当者等） ※約150名が参加（全職員の約1/3）

（内容）収入事務についての研修「収入の流れについて」（会計課）

調査内容の説明（行革・財産活用室）

② 調査の実施 9月21日（木）～9月29日（金） 調査票の提出

③ 事務処理に誤りのあった事務について、個別にヒアリング等を実施（10月以降、断続的に実施）

(3) 調査結果

- ・ 193 の収入（債権）について回答あり
- ⇒ 11 の債権（事務）において、事務処理の一部に誤りがあることが判明
（留守家庭児童会費関係及び上記全員協議会での報告分も含む）

(11 事務の内訳)

ア) 「歳入の調定」が適切な時期になされていなかった事務（9 事務）

（債権が発生した時期ではなく、収納にあわせて調定を行っていたもの。いわゆる事後調定。）

- ① 児童手当返納金（健康福祉部生活福祉課）
- ② 児童扶養手当返還金（健康福祉部生活福祉課）
- ③ 兵庫県南部地震貸付金償還金（健康福祉部生活福祉課）
- ④ 老人福祉電話代（健康福祉部長寿社会推進課）
- ⑤ 障害児通所施設利用者負担金（健康福祉部保育子育て支援課）
- ⑥ 道路占用料の一部（都市整備部道路課）
- ⑦ 法定外公共物占用料の一部（都市整備部道路課）
- ⑧ 留守家庭児童会費（教育部生涯学習課）
- ⑨ 一般被保険者返納金（※国民健康保険事業特別会計）（健康福祉部保険年金課）

イ) 未納金の繰越の手続きにおいて、誤った処理を行っていた事務（1 事務）

- ⑩ 老人保護措置費負担金（健康福祉部長寿社会推進課）

ウ) その他、収入に係る事務処理に誤りがあった事務（1 事務）

- ⑪ 高齢者住宅等安心確保事業利用料（※介護保険事業特別会計）
（健康福祉部長寿社会推進課）

(4) 誤った事務処理の概要

ア)「歳入の調定」が適切な時期になされていなかった事務・・・いわゆる事後調定(9事務)

① 児童手当返納金の一部(健康福祉部生活福祉課)

手当支給後に、支給対象外ということが判明したために発生した返納金に係る事務

誤) 返納金のうち、①過年度支給分又は②当該年度支給分で会計年度内に返納されず戻入処理ができなかったケースについて、収納時にいわゆる事後調定で対応していた。
 ⇒ 収入未済(滞納)が発生した場合に、決算書上に計上されない。
 ※当該年度支給分が会計年度内(5月31日まで)に返納された場合は、戻入措置で対応

正) ①の場合は、返納金の額が確定した段階、②の場合は、会計年度が変わり戻入処理ができなくなった段階(6月1日)に未納額全額について、調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

《平成28年度決算書 P101》

「款19.諸収入 項6.雑入 目1.雑入 節14.雑入」の一部

(単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 275,285,357 | 100,804,270 | 303,720 | 174,177,367 |

★ 平成28年度末時点の未調定額(収入未済額):1件・・・180,000円

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・平成29年度に30,000円は収納済。残額150,000円は調定済。
- ・今後、返納金が発生した場合は、上記、適正な事務手続きによる対応を徹底する(引き継ぎ、研修)。

② 児童扶養手当返還金の一部(健康福祉部生活福祉課)

手当支給後に、支給対象外ということが判明したために発生した返還金に係る事務

※ 上記、児童手当返納金と同様の処理。
 なお、昨年度、手続きの誤りに気づき、当時未納が生じていた8件中6件を是正。残りの2件については、時効等の確認が必要であったことから平成28年度中の処理ができず、今年度(平成29年10月)に是正。

《平成28年度決算書 P101》

「款19.諸収入 項6.雑入 目1.雑入 節14.雑入」の一部

(単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 275,285,357 | 100,804,270 | 303,720 | 174,177,367 |

★ 平成28年度末時点の未調定額(収入未済額):2件・・・2,364,070円

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・平成29年度に調定済。
 (平成28年度中に是正を行った6件分については、上記決算書の内数として会計処理済。)
- ・今後、返納金が発生した場合は、上記、適正な事務手続きによる対応を徹底する(引き継ぎ、研修)。

③ 兵庫県南部地震貸付金償還金（健康福祉部生活福祉課）

平成7年に発生した兵庫県南部地震に係る貸付金の償還金に係る事務（未納分）

誤) 償還金について、据置期間（平成7年5月から平成10年5月）が終了し、償還が始まった平成10年5月以降、各年度（7年間の分割償還）の償還金について、事前調定ができていなかった。

現在も未納が継続しており、毎年、実際に償還された額にあわせて調定を行い、収納している。

(※ 一部、相手方と当該年度の償還額を調整のうえで、事前調定を行い対応していた年度あり。)

⇒ 収入未済（滞納）分が、決算書上に計上されていない。

※ 元金の状況については、平成28年度決算書P490の「3. 債権：決算年度の歳入に係る債権以外の債権」に掲載

正) 7年間の分割償還について、年度ごとに償還額の調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

(各年度で収入未済となった場合は、翌年度に繰越調定すべきもの。)

※ 平成26年5月の裁判判決により、元金、利息の残額は確定（その時点での違約金も確定）。

《平成28年度決算書 P99》

「款19. 諸収入 項4. 貸付金元利収入 目1. 貸付金元利収入 節1. 貸付金元利収入」 (単位：円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|--------|--------|-------|-------|
| 50,000 | 50,000 | | 0 |

★ 平成28年度末時点の未調定額（収入未済額）：元金1,375,000円 利息548,636円

※ 決算書P490 「3. 債権：決算年度の歳入に係る債権以外の債権」の扱い

・ 償還が始まっていない債権を記載するもの

・ 据え置き期間（全額）から分割償還期間（残額）（平成7年5月～平成17年5月）までは、当該債権として記載すべきものだが、未納となっている現時点においては、収入未済としての債権管理が必要

※ 現在、違約金も発生しているが、違約金については、確定した段階で調定。

《事務処理の誤りに対する対応状況》

・ 平成29年度中に調定したうえで、債権管理を行っていく。

・ 今後新たに発生することはない事務であることから、引き継ぎを徹底し、債権回収に努める。

④ 老人福祉電話代（健康福祉部長寿社会推進課）

福祉電話の貸与に係る本人負担分の徴収に係る事務（未納分）

※ 現在は、NTTが直接徴収（残っている事務は、平成16年度以前の本人負担分の未納分：1件）

誤) 本人負担分について、市が電話料金の一部補助を行っていた平成16年度までは、市が徴収していたが、当時から収納にあわせたいいわゆる事後調定で対応。未納が生じている1名に対しては、平成24年度までは、支払計画に基づき、当該年度に支払う予定金額を事前調定したうえで、収納していた（平成25年度以降、回収が滞っている）。

⇒ 収入未済（滞納）分が、決算書上に計上されていない。

正) 負担金が確定した段階で調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

《平成28年度決算書 P101》

「款19.諸収入 項6.雑入 目1.雑入 節14.雑入」の一部

(単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 275,285,357 | 100,804,270 | 303,720 | 174,177,367 |

★ 平成28年度末時点の未調定額(収入未済額):57,030円

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・平成29年度中に調定したうえで、債権管理を行っていく。
- ・今後新たに発生することはない事務であることから、引き継ぎを徹底し、債権回収に努める。

⑤ 障害児通所施設利用者負担金(健康福祉部保育子育て支援課)・・・いわゆる事後調定

子ども総合支援センターが実施する、児童発達支援事業及び多機能型事業における利用者の負担金に係る事務

誤) 子ども総合支援センターが利用者から徴収した毎月の利用者負担金について、収納事務を行う子育て支援課において、センターが持参するタイミングで調定を行い、収納していた。
 ⇒ その結果、2月、3月分及び当該年度の未納金が、翌年度の会計処理となっていた。
 正) 事前調定を行い、当該年度に発生した利用者負担金については、当該年度の会計で処理すべきもの。

《平成28年度決算書 P59》

「款12.分担金及び負担金 項1.負担金 目1.民生費負担金 節1.児童福祉費負担金」の一部 (単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|-------------|-------|-------|
| 106,474,378 | 106,474,378 | | 0 |

★ 平成29年度の収入として会計処理した額(2月、3月分及び当該年度の未納金):738,562円

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・事務の流れ等について、改善策を検討中。

⑥ 道路占用料の一部(都市整備部道路課)

一般交通以外の用に供する目的で道路の占用を認める場合の占用料に係る事務

誤) 占用料のうち、小口の個人(中小企業含む)の占用物件に対する占用料の継続分について、毎年、件数が多数となることから、年度末までに納付があった分について、まとめて調定を行い収納していた(⑦とあわせて、200件程度)
 ⇒ 収入未済(滞納)が発生した場合に、決算書上に計上されない。
 ※ 電気、ガス等の大口分、及び小口の個人(中小企業含む)の初年度分については、適正に処理が行われている(事前調定)。
 正) 継続分についても、納付書の発送にあわせて調定を行い、債権管理を行うべきもの。

《平成28年度決算書 P63》

「款13. 使用料及び手数料 項1. 使用料 目5. 土木使用料 節1. 道路占用料」 (単位: 円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|------------|------------|-------|-------|
| 66,569,935 | 66,569,935 | | 0 |

★ 平成28年度末時点の未調定額(収入未済額): 2,400円(1名分)

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・ 平成28年度末時点の未収入分については、平成29年8月末時点で収納済。
- ・ 平成29年10月より、事前調定に是正済。

⑦ 法定外公共物(水路・里道など)占用料の一部(都市整備部道路課)

法定外公共物を本来の目的以外の用に供する目的で占用を認める場合の占用料の徴収事務

※ ⑥と同様

《平成28年度決算書 P63》

「款13. 使用料及び手数料 項1. 使用料 目5. 土木使用料 節6. 法定外公共物占用料」 (単位: 円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-----------|-----------|-------|-------|
| 1,529,740 | 1,529,740 | | 0 |

★ 平成28年度末時点の未調定額(収入未済額): 22,000円(8名分)

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・ 平成28年度末時点の未収入分については、平成29年11月15日時点で14,950円(6名分)収納済。
- ・ 平成29年10月より、事前調定に是正済。

⑧ 留守家庭児童会費(教育部生涯学習課)

放課後児童健全育成事業として実施する留守家庭児童会の会費等の徴収事務

誤) 平成22、23年度については、事前に調定を行っていたが、年度末に収入額にあわせて調定額を変更。平成24年度以降は、収入した額をもって、いわゆる事後に年に数回(2~3回)調定を行ったうえで、年度末に収入額にあわせて調定額を変更していた。
⇒ 収入未済(滞納)及び不納欠損(時効等)分が、決算書上に計上されていない。
正) 会費等が確定した段階で調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

《平成28年度決算書 P101》

「款19. 諸収入 項6. 雑入 目1. 雑入 節8. 留守家庭児童会費」

(単位：円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|------------|------------|-------|-----------|
| 23,239,000 | 21,996,700 | | 1,242,300 |

- ★ 平成28年度末時点の未調定額（収入未済額）： 2,431,100円
 （うち、時効による実質回収不能額：1,936,500円）

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・平成29年度中に調定したうえで、債権管理を行っていく。

⑨ 一般被保険者返納金(国民健康保険事業特別会計)(健康福祉部保険年金課)

国民健康保険の資格喪失後に、国民健康保険証にて医療機関を受診することにより発生した、国民健康保険制度で負担した療養給付金の返納に係る事務

誤) 返納金について、実際の返納額にあわせて調定を行っている（いわゆる事後調定）。
 ⇒ 収入未済（滞納）及び不納欠損（時効等）分が、決算書上に計上されていない。
 正) 返納金の額が確定した段階で、調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

《平成28年度決算書 P392》 ※国民健康保険事業特別会計

「款9. 諸収入 項3. 雑入 目4. 一般被保険者返納金 節1. 返納金」

(単位：円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-----------|-----------|-------|-------|
| 1,346,872 | 1,346,872 | | 0 |

- ★ 平成28年度末時点の未調定額（収入未済額）：942,467円（※平成25年度以降）
 （※ 平成23年度以前の未調定額及び時効による回収不能額は不明）

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・平成29年度中に調定したうえで、債権管理を行っていく。
- ・今後発生する返納金については、対象者の返納額が確定した段階で調定を行ったうえで、債権管理を行っていく。

イ) 未納金の繰越の手続きにおいて誤った処理を行っていた事務(1事務)

⑩ 老人保護措置費負担金(健康福祉部長寿社会推進課)

養護老人ホームへ入所措置している措置者及び扶養義務者負担金に係る事務

誤) 負担金が発生した段階で調定を行い、債権管理を行っているが、平成23年度から未納(1名)が発生しており、その処理について、一旦、年度末に調定額の変更(減額)を行い、翌年度に改めて調定を行うという処理を行っている。

⇒ 収入未済(滞納)分が、決算書上に計上されていない。

正) 調定した歳入のうち、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されないものについては、収入未済額として計上したうえで、翌年度の調定済額に繰り越すべきもの。

《平成28年度決算書 P392》

「款12. 分担金及び負担金 項1. 負担金 目1. 民生費負担金 節2. 老人保護措置費負担金」(単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-----------|-----------|-------|-------|
| 1,342,720 | 1,342,720 | | 0 |

★ 平成28年度末時点の収入未済額: 377,000円

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・今年度から、未納が発生した場合には、調定額の変更(減額)を行うのではなく、収入未済額として計上したうえで、債権管理を行っていく。

ウ) その他、収入に係る事務処理に誤りがあった事務(1事務)

⑪ 高齢者住宅等安心確保事業利用料(介護保険事業特別会計)(健康福祉部長寿社会推進課)

高齢者住宅等安心確保事業(泉南市シルバーハウジングに居住する高齢者に対する生活援助員の派遣事業)の利用者負担に係る事務

誤) 平成23年度以降、当該事業を利用している高齢者(シルバーハウジングの居住者)に対する利用者負担分について、毎年の所得を踏まえた額の確定ができておらず、徴収ができていなかった。

※ 平成28年度に誤りに気づき、対応策を検討し、平成29年度からは正している。

正) 年度当初に所得を踏まえて利用者負担額を確定し、調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

《平成28年度決算書 P441》 ※介護保険事業特別会計

「款7. 諸収入 項2. 雑入 目3. 雑入 節1. 雑入の一部」

(単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|---------|---------|-------|-------|
| 156,340 | 156,340 | | 0 |

★ 平成28年度末時点の未調定額(収入未済額): 89,000円

《事務処理の誤りに対する対応状況》

- ・平成29年度中に調定したうえで、債権管理を行っていく。

(5) 調査結果と今後の対応

① 誤った事務処理に至った原因の分析

- 今回、事務処理に誤りのあった案件については、返納金や返還金、償還金など、
 - ・ 毎年発生する事務ではないもの
 - ・ 処理の仕方が複雑なもの
 - ・ 相手方に対する粘り強い対応が必要な状況があるものや道路等の継続分の占用料の処理のように、
 - ・ 事務の効率化の観点から年度末にまとめて対応していたものなど、様々な要因により、適正な事務処理がなされていなかったものから、引き継ぎ漏れなど、単純な初歩的なミスもあった。
- また、多くの案件では、誤った事務処理が継続的に引き継がれており、新たな担当者もその処理に疑問を抱く者もあったが、結果的に、長年にわたり、是正されずに継続されていた（一部、昨年度に改善された事務もあった）。
- 今回、事務処理の誤りが明らかになった案件においては、いずれも法令や規則に反した対応となっており、理由の如何にかかわらず、行政のプロとして、あってはならないことである。
- 今後は、各職員の法令遵守の意識を更に高めるとともに、組織として、ミスの起こりにくい仕組み、複層的なチェックができる仕組みを確立し、市民に信頼される市政の回復に向けて、全力を注いでいく。

② 当該事案の処理

- 今回、事務処理の誤りが明らかになった案件のうち、現時点で調定がなされていないものについては、今年度中に調定を行うなど、適切に処理を行ったうえで、債権管理を行っていく。
- また、事務処理の手法に誤りのあった事務については、今年度以降、是正を図る。
- なお、債権管理（主に未収金の回収）にあたっては、昨年度より行革・財産活用室が中心となって全庁的課題として取り組んでいる債権管理及び滞納対策の中で、あわせて取り組みを強化しながら対応していく。

③ 再発防止に向けた取り組み

○ 情報の公開

決算について、今年度から、広報せんなんに概要を掲載する（広報せんなん12月号）。

また、HPには、これまで掲載していた「決算のあらまし」と同じページに、決算書の詳細も掲載する。

○ 会計事務に係る研修の実施

今回の調査にあたっては、収入事務の基本的な研修について、担当者のみでなく、管理職も含めて実施したところであるが（参加者約150名。全職員の約3分の1。）、今後は、支出事務も含めた会計処理全般にわたり、階層（職階）に応じた研修を毎年、定期的に行っていく。

○ **引き継ぎの徹底及び業務マニュアルの整備**

引き継ぎについては、平成25年度以降、泉南市職員事務引継規程に基づき、統一様式をもって実施されているところであるが、改めて、引き継ぎの内容や手法等の徹底を図るとともに、引き継ぎの内容に疑問があるときには、担当者どうしのやり取りで終わるのではなく、必要に応じて、上司や専門部局にも相談し、仮に誤った事務処理がなされていたとしても、それが継続することのないよう、細心の注意を払うこととする。特に、急な担当者の変更などミスが生じやすい案件については、上司の関与についても明確化していく。

また、業務の内容に応じて、事務フローや業務マニュアルなどを効果的に作成するなどし、担当者の交代によるミスが極力生じないように工夫していくとともに、担当事務に対する知識や専門性をより高めていく。あわせて、同内容については、担当者のみでなく、上司も共有し、複層的なチェックに務める。

④ **市民への説明**

広報せんなん12月号において、平成28年度の決算の報告にあわせて、事務に不適切な処理があったことについて、市長からのお詫び文を掲載。

今後、報告書をHPに掲載するとともに、報道各社への情報提供を行う。

⑤ **関係職員の処分等**

調査結果を踏まえ、必要な対応を検討。

① 児童手当返納金 【健康福祉部生活福祉課】

(1) 事務の概要

児童手当を支給した後に、所得金額の更正などの理由により、支給対象外となったために発生した返納金の徴収事務

(2) 事務処理の状況

○返納金が発生した際に、相手方に通知。

- ⇒ 当該年度分について、当該年度内（出納閉鎖期間の5月末まで）に返納された場合は、扶助費の戻入措置。
- ⇒ 過年度分及び当該年度内に返納されなかった場合は、未納金として債権管理(未調定)。

- ・現在未納が生じている1名（平成21年度及び22年度に返納金発生：計53万円）に対しては、平成24年度から「児童手当過払いに伴う返納金分割納付誓約書」の分割納付計画に基づき、毎月5,000円（年60,000円）を返納させている。
- ・事務手続きとしては、毎年、4月・10月に半年分（5,000円×6か月）の納付書を送付し、入金確認後、いわゆる事後調定を行っていた。
 - ⇒ 平成28年度からは、年2回（5,000円×6か月分）、事前調定したうえで、債権管理（平成28年度決算書P101 節12. 雑入の一部）
 - ⇒ 平成29年10月に、残額について、全額調定（改善済）

《本来の事務処理の手順等》

- ・当該年度分は、返納金が年度内に返納されなかった段階（6月1日時点）で、過年度分は、返納額が確定した段階で調定を行い、債権管理を行うべきもの。
（上記事案については、返納額が確定した平成22年2月及び平成22年4月に調定を行うべきであった。）

《現行の事務処理となった時期》

- ・過去から、いわゆる事後調定になっていたと思われる（明確な時期は不明）。

《現行の事務処理となった理由》

- ・返納が発生した場合に、相手方とのやりとりの状況なども踏まえ、分納等により当該年度に納付が見込まれる額、若しくは分納された額について、調定を行い対応していたもの。
- ・定期的に発生する業務ではないこともあり、担当者や決裁者も返納額が確定した段階（当該年度分は滞納となった段階）で調定すべきものという認識がなく、会計処理上、現行の対応で問題ないとの認識であった。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。

(3) 影響等

○ 収入未済（滞納）が発生した場合に、決算書上に計上されない。

- ・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・180,000 円（1 名分）

※平成 29 年 10 月時点で調定済

（4 月～9 月分 30,000 円の入金があったため、10 月に 150,000 円の調定）

| | | | |
|---|-------------|---------|-------------|
| 【平成 28 年度決算書 P101】 | | | |
| 「款 19. 諸収入 項 6. 雑入 目 1. 雑入 節 14. 雑入 の一部」 （単位：円） | | | |
| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 275,285,357 | 100,804,270 | 303,720 | 174,177,367 |
| (290,000) | (290,000) | | (0) |
| +180,000 | | | +180,000 |

「過去の状況」

| | | 調定すべき額 | | 未計上 | | |
|-----|-------|---------|---------|-------|---------|---------------------------|
| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | |
| H28 | 現年分 | 230,000 | 230,000 | 0 | 0 | ←新たに 1 名発生（完済） |
| | 滞納繰越分 | 240,000 | 60,000 | 0 | 180,000 | |
| | 計 | 470,000 | 290,000 | 0 | 180,000 | |
| H27 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 300,000 | 60,000 | 0 | 240,000 | |
| | 計 | 300,000 | 60,000 | 0 | 240,000 | |
| H26 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 390,000 | 90,000 | 0 | 300,000 | |
| | 計 | 390,000 | 90,000 | 0 | 300,000 | |
| H25 | 現年分 | 30,000 | 0 | 0 | 30,000 | ←新たに 1 名発生 (H26 年度に完済) |
| | 滞納繰越分 | 420,000 | 60,000 | 0 | 360,000 | |
| | 計 | 450,000 | 60,000 | 0 | 390,000 | |
| H24 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 520,000 | 100,000 | 0 | 420,000 | |
| | 計 | 520,000 | 100,000 | 0 | 420,000 | |
| H23 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 530,000 | 10,000 | 0 | 520,000 | |
| | 計 | 530,000 | 10,000 | 0 | 520,000 | |
| H22 | 現年分 | 470,000 | 0 | 0 | 470,000 | ←現在残っている 1 名分 |
| | 滞納繰越分 | 60,000 | 0 | 0 | 60,000 | |
| | 計 | 530,000 | 0 | 0 | 530,000 | |
| H21 | 現年分 | 60,000 | | 0 | 60,000 | ←現在残っている 1 名分 |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 60,000 | 0 | 0 | 60,000 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・ 現在発生している未納金については、既に全額調定済（改善済）。
- ・ 今後、返納金が発生した場合は、適正な事務手続きによる対応を徹底する（引き継ぎ、研修）。

② 児童扶養手当返還金 【健康福祉部生活福祉課】

(1) 事務の概要

児童扶養手当を支給した後に、受給者が公的年金を受給していたこと、扶養義務者による所得が超過していたことなどが判明したことなどにより、支給対象外となったために発生した返納金の徴収事務

(2) 事務処理の状況

○返還金が発生した際に、相手方に通知。

⇒ 当該年度分について、当該年度内（出納閉鎖期間の5月末まで）に返還された場合は、扶助費の戻入措置。

⇒ 過年度分及び当該年度内に返納されなかった場合は、未納金として債権管理(未調定)。

○未納が生じた場合は、相手方に対する粘り強い対応を行いつつ、納付される額にあわせて、その都度調定を行い収入してきた(いわゆる事後調定)。

- ・平成28年度より事務処理の是正を行い、現在未納が生じている8名については、
 - ⇒ 6名分については、平成28年度に未納額の全額の調定を行い債権管理中。
(平成28年度決算書P101 節12. 雑入の一部)
 - ⇒ 2名分については、平成29年10月に同様の調定を行い債権管理中(改善済)。

《本来の事務処理の手順等》

- ・当該年度分は、返納金が年度内に返納されなかった段階（6月1日時点）で、過年度分は、返納額が確定した段階で調定を行い、債権管理を行うべきもの。

《現行の事務処理となった時期》

- ・過去から、いわゆる事後調定になっていたと思われる（明確な時期は不明）。

《現行の事務処理となった理由》

- ・返納が発生した場合に、相手方とのやりとりの状況なども踏まえ、分納等により当該年度に納付が見込まれる額、若しくは分納された額について、調定を行い対応していたもの。
- ・定期的に発生する業務ではないこともあり、担当者や決裁者も返納額が確定した段階（当該年度分は滞納となった段階）で調定すべきものという認識がなく、会計処理上、現行の対応で問題ないとの認識であった。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。

(3) 影響等

○収入未済（滞納）が発生した場合に、決算書上に計上されない。

- ・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・ 2,364,070 円（2 名分）

※平成 29 年 10 月時点で調定済

| 【平成 28 年度決算書 P101】 | | | |
|---|-------------|---------|--------------|
| 「款 19. 諸収入 項 6. 雑入 目 1. 雑入 節 14. 雑入」 (単位：円) | | | |
| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 275,285,357 | 100,804,270 | 303,720 | 174,177,367 |
| (5,146,360) | (326,000) | | (4,820,360) |
| +2,364,070 円 | | | +2,364,070 円 |

調定すべき額

未計上 (H28 から一部是正)

≪過去の状況≫

| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 備考 |
|-----|-------|-----------|-----------|-------|-----------|------------------|
| H28 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 7,510,430 | 326,000 | 0 | 7,184,430 | 8 名 |
| | 計 | 7,510,430 | 326,000 | 0 | 7,184,430 | |
| H27 | 現年分 | 2,485,180 | 552,000 | 0 | 1,933,180 | 1 名発生 |
| | 滞納繰越分 | 5,651,010 | 73,760 | 0 | 5,577,250 | 9 名 (うち 2 名完済) |
| | 計 | 8,136,190 | 625,760 | 0 | 7,510,430 | |
| H26 | 現年分 | 1,320,590 | 14,000 | 0 | 1,306,590 | 2 名発生 |
| | 滞納繰越分 | 5,057,850 | 713,430 | 0 | 4,344,420 | 9 名 (うち 2 名完済) |
| | 計 | 6,378,440 | 727,430 | 0 | 5,651,010 | |
| H25 | 現年分 | 6,673,880 | 1,789,790 | 0 | 4,884,090 | 9 名発生 (うち 1 名完済) |
| | 滞納繰越分 | 293,760 | 120,000 | 0 | 173,760 | 1 名 |
| | 計 | 6,967,640 | 1,909,790 | 0 | 5,057,850 | |
| H24 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 333,760 | 40,000 | 0 | 293,760 | ←H23 年度以前発生 1 名分 |
| | 計 | 333,760 | 40,000 | 0 | 293,760 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・現在発生している未納金については、既に全額調定済（改善済）。
- ・今後は、正しい手法の引き継ぎを徹底していく。

③ 兵庫県南部地震府貸付金償還金（元金・利息・違約金） 【健康福祉部生活福祉課】

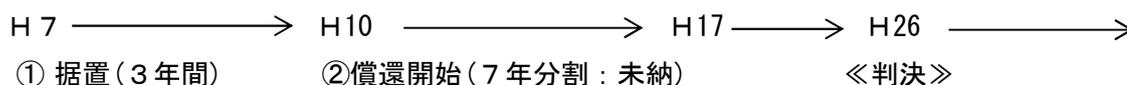
(1) 事務の概要

当該貸付金については、平成7年に発生した兵庫県南部地震により被災し、家屋半壊となった市民に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「泉南市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき貸付決定を行ったもの（3名に対し貸付）。



しかしながら、1名の借受者（170万円）から納期期日どおりの償還が行われない状況が続いたため、平成25年度に借受者及び連帯保証人に対し、訴えの提起を行い、平成26年5月に借受人に対し、利息を含めた支払済までの金員を支払う判決、また、連帯保証人に対しては、平成26年11月に仮執行宣言付支払督促を認可する旨の判決がなされたもの。

以後、借受人と調整しながら、償還を促しているが、依然として全額の回収には至っていない状況（年数万円の回収にとどまる。）。



(2) 事務処理の状況

- ・ 毎年、相手方と調整の上、納付書を送付。期限までに償還のない場合には、電話にて督促を実施。
- ・ 納付にあわせて、調定を行い収入している （いわゆる事後調定）。
（※ 一部、相手方と当該年度の償還額を調整のうえで、事前調定を行い対応していた年度あり。）
- ・ 元金については、決算書上、「財産に関する調書 3. 債権」（平成28年度決算書 P490）において、管理を行っていた（毎年の収納額にあわせて、減額して計上。）。

<< 本来の事務処理の手順等 >>

- ・ 償還が始まる平成10年度まで（上記①の期間）は、決算書上、「財産に関する調書 3. 債権」において管理（適切な対応）。
 - ・ 償還が始まった平成10年度から平成16年度まで（上記②の期間）については、毎年、当該年度の償還額について、事前調定を行ったうえで、債権管理を行い、残額については、引き続き、決算書上の「財産に関する調書 3. 債権」において管理すべきもの。
 - ・ 全額の償還期限を経過した平成17年度末以降は、未納額については、繰越調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。（決算書上の「財産に関する調書 3. 債権」の記載はなくなる。）
- ※ なお、「違約金」については、元金・利息の返還が終了するまで額が確定しないことから、確定時点で調定を行ったうえで、債権管理をしていくこととしている。

《現行の事務処理となった時期》

- ・ 償還が始まった平成 10 年度から（平成 16 年度まで償還はなされず。）。

《現行の事務処理となった理由》

- ・ 当初より償還が滞っており、相手方に対する粘り強い対応等が必要であることから、調整の上で、納付される額について、その都度、調定を行い対応していたもの。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・ 上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。

(3) 影響等

- ・ 元金については、決算書上、「財産に関する調書 3. 債権」（平成 28 年度決算書 P490）において、毎年、残額（平成 28 年度末時点 1,375,000 円）が記載されていたが、収入未済額が計上されていない。

平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・1,375,000 円（1 名分）

- ・ 利息については、平成 26 年の判決で確定しているが、調定を行っていないため、収入未済額が計上されていない。

平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・548,636 円（1 名分）

【平成 28 年度決算書 P99】

「款 19. 諸収入 項 4. 貸付金元利収入 目 1. 貸付金元利収入 節 1. 貸付金元利収入」
(単位：円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-----------------|--------|-------|------------|
| 50,000 | 50,000 | | 0 |
| +1,375,000 (元金) | | | +1,375,000 |
| + 548,636 (利息) | | | + 548,636 |

<<過去の状況（元金）>>
 ↓ 調定すべき額
↓ 未計上

| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | |
|-----|-------|-----------|---------|-------|-----------|--|
| H28 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,425,000 | 50,000 | 0 | 1,375,000 | |
| | 計 | 1,425,000 | 50,000 | 0 | 1,375,000 | |
| H27 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,530,000 | 105,000 | 0 | 1,425,000 | |
| | 計 | 1,530,000 | 105,000 | 0 | 1,425,000 | |
| H26 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,580,000 | 50,000 | 0 | 1,530,000 | |
| | 計 | 1,580,000 | 50,000 | 0 | 1,530,000 | |
| H25 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,580,000 | 0 | 0 | 1,580,000 | |
| | 計 | 1,580,000 | 0 | 0 | 1,580,000 | |
| H24 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,590,000 | 10,000 | 0 | 1,580,000 | |
| | 計 | 1,590,000 | 10,000 | 0 | 1,580,000 | |
| H23 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,630,000 | 40,000 | 0 | 1,590,000 | |
| | 計 | 1,630,000 | 40,000 | 0 | 1,590,000 | |
| H22 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 1,630,000 | 0 | 0 | 1,630,000 | |
| | 計 | 1,630,000 | 0 | 0 | 1,630,000 | |

(単位：円)

<<過去の状況（利息）>>

| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | |
|-----|-------|---------|------|-------|---------|--|
| H28 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 548,636 | 0 | 0 | 548,636 | |
| | 計 | 548,636 | 0 | 0 | 548,636 | |
| H27 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 548,636 | 0 | 0 | 548,636 | |
| | 計 | 548,636 | 0 | 0 | 548,636 | |
| H26 | 現年分 | 351,286 | 0 | 0 | 351,286 | |
| | 滞納繰越分 | 197,350 | 0 | 0 | 197,350 | |
| | 計 | 548,636 | 0 | 0 | 548,636 | |
| H25 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 197,350 | 0 | 0 | 197,350 | |
| | 計 | 197,350 | 0 | 0 | 197,350 | |
| H24 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 197,350 | 0 | 0 | 197,350 | |
| | 計 | 197,350 | 0 | 0 | 197,350 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・ 現在発生している未納金については、今年度中に調定を行ったうえで、債権管理を行っていく。
- ・ 今後新たに発生することはない事務であることから、引き継ぎを徹底し、債権回収に努める。

④ 老人福祉電話代 【健康福祉部長寿社会推進課】

(1) 事務の概要

ひとり暮らし老人、老人夫婦及び重度障害者に対し、福祉電話を貸与する事業で、平成16年度まで、電話料金の一部(2,500円)を市が負担(補助)し、残りは本人が負担していたもの。
(現在は、福祉電話の貸与は継続して行っているが、市の補助はなし。本人負担はNTTが直接徴収。)その平成16年度以前の本人負担分について、未納者がおり、その回収を行う業務。

《平成16年度まで》



- ※ 請求②において、市が一部補助(2,500円)を差し引き、差額を貸与者に請求
- ※ 現在は、NTTが直接貸与者に請求(市の一部補助は廃止)

(2) 事務処理の状況

- ・未納が残っている1名について、未納が発生した当初に調定ができておらず、平成24年度までは、毎年の納入額にあわせて、調定を行い収納していた(いわゆる事後調定)。
- ・平成25年度以降は、未納となっており、現在、未納額(57,030円)の債権が残った状態。

《本来の事務処理の手順等》

- ・未納が発生した段階で、調定を行ったうえで、債権管理すべきもの。

《現行の事務処理となった時期》

- ・未納が発生した当初からと思われる。

《現行の事務処理となった理由》

- ・年度を越えて未納となった案件については、相手方に対する粘り強い対応等が必要であることから、分納等により当該年度に納付が見込まれる額について、調定を行い対応していたものと思われる。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引き継ぎが行われていた。

(3) 影響等

○収入未済（滞納）分が、決算書上に計上されていない。

- ・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・57,030 円（1 名分）

調定すべき額

未計上

≪過去の状況≫

| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 備考 |
|-----|-------|--------|--------|-------|--------|----|
| H28 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| | 計 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| H27 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| | 計 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| H26 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| | 計 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| H25 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| | 計 | 57,030 | 0 | 0 | 57,030 | |
| H24 | 現年分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 滞納繰越分 | 69,030 | 12,000 | 0 | 57,030 | |
| | 計 | 69,030 | 12,000 | 0 | 57,030 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・現在発生している未納金については、今年度中に調定を行ったうえで、債権管理を行っていく。
- ・今後新たに発生することはない事務であることから、引き継ぎを徹底し、債権回収に努める。

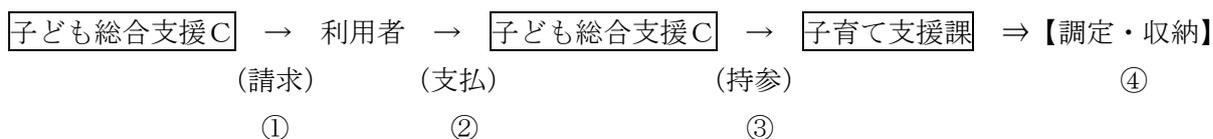
⑤ 障害児通所施設利用者負担金 【健康福祉部子育て支援課（子ども総合支援センター）】

(1) 事務の概要

子ども総合支援センターにおいて実施する、児童発達支援事業及び多機能型事業における利用者の負担金

(2) 事務処理の状況

○平成24年のサービス開始当初から、利用者負担金について、いわゆる事後調定により対応。



《本来の事務処理の手順等》

- ・利用者負担金が発生した段階（上記①）で調定を行い、債権管理を行うべきもの。

《現行の事務処理となった時期》

- ・平成24年度（サービス開始当初）から。 ※平成24年度は障害福祉課所管

《現行の事務処理となった理由》

- ・請求事務は、事業の実施施設として子ども総合支援センターが、収入手続きは事業の所管課である子育て支援課が行っていたことから、上記の処理の流れにおいて、いわゆる事後調定が認められている窓口で収納する手数料等と同様の扱いがなされていたものと思われる。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。

(3) 影響等

- ・ 2月・3月分及び当該年度に未収となったものについて、調定が翌年度となっていたため、収入の年度が翌年度になっていた。

(平成 28 年度 2 月・3 月利用者負担金及び当該年度の未収金：738,562 円)

| | | | |
|---|-------------|-------|----------|
| ≪平成 28 年度決算書 P101≫ 「款 12. 分担金及び負担金 項 1. 負担金 目 1. 民生費負担金 節 1. 児童福祉費負担金」の一部 (単位：円) | | | |
| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 106,474,378 | 106,474,378 | | 0 |
| (3,681,961) | (3,681,961) | | |
| +738,562 | | | +738,562 |

≪過去の状況≫

| | | ↓ | 調定すべき額 | | ↓ | 未計上 | |
|-----|-------|-----------|-----------|-------|---------|--|--|
| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 備考 | |
| H28 | 現年分 | 3,973,713 | 3,235,151 | | 738,562 | ※収入未済分は、H28 年度 2 月・3 月分及び当該年度に未収となったもの | |
| | 滞納繰越分 | 446,810 | 446,810 | | 0 | ※H27 年度 2 月・3 月分 | |
| | 計 | 4,287,327 | 3,681,961 | 0 | 605,366 | | |
| H27 | 現年分 | 2,641,391 | 2,194,581 | | 446,810 | | |
| | 滞納繰越分 | 77,371 | 77,371 | | 0 | ※H26 年度 2 月・3 月分 | |
| | 計 | 2,718,762 | 2,271,952 | 0 | 446,810 | | |
| H26 | 現年分 | 994,695 | 917,324 | | 77,371 | | |
| | 滞納繰越分 | 51,599 | 51,599 | | 0 | ※H25 年度 2 月・3 月分 | |
| | 計 | 1,046,294 | 968,923 | 0 | 77,371 | | |
| H25 | 現年分 | 552,111 | 500,512 | | 51,599 | | |
| | 滞納繰越分 | | | | | | |
| | 計 | 552,111 | 500,512 | 0 | 51,599 | | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・ 調定の時期については、今年度から改善する。
- ・ 事務の流れ等について、改善策を検討中。

⑥ 道路占用料 【都市整備部道路課】

(1) 事務の概要

道路は、本来歩行者や自動車等の一般交通の用に供されるものであるが、道路を根幹として生活圏が形成されていることから、電気、ガス等の生活に直結するライフライン施設を収容する場所として、一般交通以外の用に供する目的で道路の敷地外に余地がない場合、やむを得ないものとして許可する道路占用の対価の徴収事務

(2) 事務処理の状況

- ライフラインを形成する事業者（電気、ガス等）においては、毎年、年度当初に事業者との調整を経て、調定を行ったうえで、収納している（適正な処理）。
- また、新規の個人（中小企業含む）に対しても、占用の許可にあわせて、調定を行ったうえで、収納している（適正な処理）。
- 一方、個人（中小企業含む）の継続分の占用料の徴収にあたっては、当該年度の占用料について、納付書を送付したうえで、督促等も経て、年度末までに納付があった分について、まとめて調定を行っていた（いわゆる事後調定。道路、法定外併せて200件程度。）。
（未納分については、翌年度、再度納付書を送付するなど、債権管理は行っている。）。

《本来の事務処理の手順等》

- ・個人（中小企業含む）の継続分についても調定を行ったうえで、債権管理を行うべきもの。

《現行の事務処理となった時期》

- ・従前（昭和の頃）から上記処理を行っている。

《現行の事務処理となった理由》

- ・個人（中小企業含む）の占用物件に対する占用料は、件数としては多数となることから、事務の簡素化のため、納付時の調定とすることが慣例化したものと思われる。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。

(3) 影響等

○収入未済（滞納）が発生した場合に、決算書上に計上されない。

- ・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・2,400 円（1 名分）

※平成 29 年 8 月末時点で収納済

| | | | |
|---|------------|-------|----------|
| ≪平成 28 年度決算書 P63≫ 「款 13. 使用料及び手数料 項 1. 使用料 目 5. 土木使用料 節 1. 道路占用料」の一部 (単位：円) | | | |
| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 56,192,240 | 56,192,240 | | 0 |
| +2,400 円 | | | +2,400 円 |

| ≪過去の状況≫ <div style="display: inline-block; margin-left: 100px;"> 調定すべき額 </div> <div style="display: inline-block; margin-left: 150px;"> 未計上 </div> | | | | | | |
|--|-------|------------|------------|-------|--------|----|
| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 備考 |
| H28 | 現年分 | 56,193,440 | 56,192,240 | 0 | 1,200 | |
| | 滞納繰越分 | 1,200 | 0 | 0 | 1,200 | |
| | 計 | 56,194,640 | 56,192,240 | 0 | 2,400 | |
| H27 | 現年分 | 54,887,250 | 54,886,050 | 0 | 1,200 | |
| | 滞納繰越分 | 75,900 | 75,900 | 0 | 0 | |
| | 計 | 54,963,150 | 54,961,950 | 0 | 1,200 | |
| H26 | 現年分 | 54,274,040 | 54,198,140 | 0 | 75,900 | |
| | 滞納繰越分 | 2,400 | 2,400 | 0 | 0 | |
| | 計 | 54,276,440 | 54,200,540 | 0 | 75,900 | |
| H25 | 現年分 | 53,862,950 | 53,860,550 | 0 | 2,400 | |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 53,862,950 | 53,860,550 | 0 | 2,400 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・来年度以降、継続分にかかる調定のタイミングを是正する。
- ・今後は、正しい手法の引き継ぎを徹底していく。

⑦ 法定外公共物占用料 【都市整備部道路課】

(1) 事務の概要

法定外公共物（水路、里道等）は、現状、法令の定めのない公共物として、地域における通路等として利用されているものであるが、電気、ガス等の生活に直結するライフライン施設の埋設、あるいは、敷地の出入りに係る水路への通路橋の設置にあたり許可する法定外公共物占用の対価の徴収事務

(2) 事務処理の状況

道路占用料と同様

(3) 影響等

○収入未済（滞納）が発生した場合に、決算書上に計上されない。

・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・22,000 円（8 名分）

※平成 29 年 11 月 15 日時点で 6 名（14,950 円）収納済

| | | | |
|--|-----------|-------|-----------|
| ≪平成 28 年度決算書 P63≫ 「款 13. 使用料及び手数料 項 1. 使用料 目 5. 土木使用料 節 6. 法定外公共物占用料」 (単位：円) | | | |
| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 1,529,740 | 1,529,740 | | 0 |
| +22,000 円 | | | +22,000 円 |

≪過去の状況≫

| | | 調定すべき額 | | 未計上 | | |
|-----|-------|-----------|-----------|-------|--------|----|
| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 備考 |
| H28 | 現年分 | 1,491,440 | 1,474,240 | 0 | 17,200 | |
| | 滞納繰越分 | 60,300 | 55,500 | 0 | 4,800 | |
| | 計 | 1,551,740 | 1,529,740 | 0 | 22,000 | |
| H27 | 現年分 | 1,406,570 | 1,353,770 | 0 | 52,800 | |
| | 滞納繰越分 | 17,050 | 9,550 | 0 | 7,500 | |
| | 計 | 1,423,620 | 1,363,320 | 0 | 60,300 | |
| H26 | 現年分 | 1,313,620 | 1,297,620 | 0 | 16,000 | |
| | 滞納繰越分 | 52,850 | 51,800 | 0 | 1,050 | |
| | 計 | 1,366,470 | 1,349,420 | 0 | 17,050 | |
| H25 | 現年分 | 1,239,070 | 1,186,220 | 0 | 52,850 | |
| | 滞納繰越分 | 10,950 | 10,950 | 0 | 0 | |
| | 計 | 1,250,020 | 1,197,170 | 0 | 52,850 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・来年度以降、継続分にかかる調定のタイミングを是正する。
- ・今後は、正しい手法の引き継ぎを徹底していく。

泉南市留守家庭児童会の会費の未納金について（改訂版）

（１） 事案

- 泉南市留守家庭児童会の会費の徴収に係る会計処理が適切に行われておらず、決算上、未納金（滞納）が0円となっている複数年において、実際には、未納金（滞納）が存在することが判明。
⇒ 滞納対応が適切に行われておらず、結果として、回収不能となった債権が存在。

（２） 泉南市留守家庭児童会について

① 留守家庭児童会とは

- 泉南市留守家庭児童会とは、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に、遊びや生活の場などを提供する事業。
- 本市においては、昭和50年度から開始し、平成15年7月から有料としたところ。

【会費：平成29年度】

- ・ 留守家庭児童会費 月額 5,200円
- ・ 延長保育会費 月額 3,000円
- ・ 傷害保険掛金 年額 800円

- 現在、市内10か所で開設。定員は合計465人。

② 留守家庭児童会の会費納入の仕組み

- 会費納入の流れ
 1. 調定（月初めに実施）⇒ 納入通知書の発行（月初めに手渡し：納期限は20日）
 2. 保護者が銀行または市役所窓口で納付（収入）
 3. 未納者（滞納者）に対する督促等

- 会費の収納管理
 - ・ 生涯学習課において、収納管理用エクセルデータを作成して管理
 - ・ 保護者が納付すると、納付書のうち、収入済通知書及び収入調定書の2通が会計課に届く
 - ・ そのうち、収入調定書が生涯学習課に届いた時点で、手作業にて入力することで収納管理
 - ・ 未納となっているものがあれば、当該月の翌々月までに1回、さらに前期後期の2回、督促

(3) 今回の事案の判明に至る経緯

- 平成 28 年度の出納閉鎖期間（平成 29 年 5 月）に、同事業において、調定額より収入額が多くなっていることを会計課が確認。
- 所管の教育委員会において、内容を確認した結果、平成 28 年度の収入の中に、平成 27 年度分が混在することが判明。
- 平成 27 年度決算において、平成 27 年度の未納金（滞納）は計上されておらず、平成 28 年度の収入に平成 27 年度分が入り込むことはありえないことから、同事業の過去の状況を確認したところ、不適切な処理がなされていたことが判明した。

(4) 調査の経過等

- 教育委員会内で調査を開始（平成 29 年 5 月 25 日～）
（調査メンバー）
 - ・教育長、教育部長、教育部参与、教育部参事兼教育総務課長、生涯学習課長、教育部参事（人権・生涯学習担当）

※ 調定額の確認などにおいて、会計課にも協力を要請

- 調査対象年度
平成 15 年 7 月から平成 28 年度
- 調査の内容
 - ・調定書の確認
 - ・納付書の確認
 - ・収納管理用データ（エクセルで作成）の確認
 - ・入会申込書、退会届、減免申請書、延長申請書、延長辞退届の確認
 - ・担当者等に対するヒアリング
- 調査期間
 - ・平成 29 年 5 月 25 日から 8 月 15 日 （第 1 回）
 - ・平成 29 年 9 月 5 日から 10 月 10 日 （第 2 回）

(5) 調査の結果

① 確認できた書類等

| 書類等 | 確認状況 | 備考 |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 調定書 | 平成 15 年度以降の調定書について確認。 | 文書保存年限 20 年 (会計課保存年限) |
| 納付書 | 平成 15 年度以降の納付書について確認(生涯学習課の保存年限を過ぎたものは会計課に借用)。 | 文書保存年限 5 年 |
| 収納管理用データ(収納額、調定額を確認できるデータ) | 平成 23、26～28 年度について確認(平成 24、25 年度については U S B 管理していたが破損により読み込めない状態)。 | 文書保存年限 5 年 |
| 名簿データ(当初入所者) | 平成 23 年度～28 年度について確認。 | 文書保存年限 5 年 |
| 入会申込書、退会届、減免申請書、延長申請書、延長辞退届 | 平成 24 年度～28 年度について確認。 | 文書保存年限 5 年 |
| 担当者等に対するヒアリング | 平成 15 年度以降の担当者、補助者、担当課長(いずれも退職者を除く)からヒアリングを実施。 | |

② 不適切な処理の状況

(不適切な処理が行われていた期間)

平成 22 年度から平成 28 年度

※ 平成 15 年度～21 年度については、現存する書類の確認や当時の担当者のヒアリングの結果、不適切な処理は認められなかった。

(不適切な処理の内容)

平成 22 年度から平成 28 年度

- ・ 本来であれば、「調定額(収入すべき額の決定額)」と実際の「収入額」の差が「未納金」となるところ、収入した額をもって、事後に調定を行うなどの処理がなされていた結果、「調定額=収入額」となり、未納金が会計上、計上されてこなかった。

※平成 28 年度については、出納閉鎖前に不適切な処理が見つかり、出納閉鎖までに「調定額(収入すべき額の決定額)」となるよう調定額を修正したため、途中までの処理は不適切であったが、最終の調定額は適正なものとなった。

【平成 22、23 年度】

| | |
|-----|--|
| (正) | 月当初又は年度当初に調定。 ⇒ 収入額と調定額の差額が「未納金」として計上される。 |
|-----|--|

| | |
|-----|--|
| (誤) | 年度末に収入額にあわせて調定額を変更。 ⇒「収入額＝調定額」となるため、実際には未納金があるのに、会計処理上「未納金」が計上されない。 |
|-----|--|

【平成 24～27 年度】

| | |
|-----|---|
| (誤) | 収入した額をもって、事後に、年に数回（2～3回）調定。年度末に収入額にあわせて調定額を変更。 ⇒「収入額＝調定額」となるため、実際には未納金があるのに、会計処理上「未納金」が計上されない。 |
|-----|---|

（影響額）再調査後 ※詳細は別添参考資料参照

（単位：円）

| 年 度 | | 調定額 | 決算額 | 未済額 |
|----------|----|-------------|-------------|------------|
| 平成 28 年度 | 現年 | 22,974,900 | 21,732,600 | 1,242,300 |
| | 過年 | 2,695,200 | 264,100 | 2,431,100 |
| | 合計 | 25,670,100 | 21,996,700 | 3,673,400 |
| 平成 27 年度 | 現年 | 18,189,800 | 17,527,000 | 662,800 |
| | 過年 | 2,053,200 | 20,800 | 2,032,400 |
| | 合計 | 20,243,000 | 17,547,800 | 2,695,200 |
| 平成 26 年度 | 現年 | 18,242,450 | 17,378,350 | 864,100 |
| | 過年 | 1,270,500 | 81,400 | 1,189,100 |
| | 合計 | 19,512,950 | 17,459,750 | 2,053,200 |
| 平成 25 年度 | 現年 | 17,965,400 | 17,192,400 | 773,000 |
| | 過年 | 582,200 | 84,700 | 497,500 |
| | 合計 | 18,547,600 | 17,277,100 | 1,270,500 |
| 平成 24 年度 | 現年 | 18,331,700 | 17,929,300 | 402,400 |
| | 過年 | 310,000 | 130,200 | 179,800 |
| | 合計 | 18,641,700 | 18,059,500 | 582,200 |
| 平成 23 年度 | 現年 | 19,145,800 | 18,835,800 | 310,000 |
| | 過年 | 41,600 | 41,600 | 0 |
| | 合計 | 19,187,400 | 18,877,400 | 310,000 |
| 平成 22 年度 | 現年 | 17,199,900 | 17,158,300 | 41,600 |
| | 過年 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 17,199,900 | 17,158,300 | 41,600 |
| 現年度合計 | | 132,049,950 | 127,753,750 | 4,296,200 |
| 過年度合計 | | 6,952,700 | 622,800 | 6,329,900 |
| 総計 | | 139,002,650 | 128,376,550 | 10,626,100 |

(6) 調査結果から判明した問題点

○当該年度で未納金が計上されていないことから、適正な債権管理ができておらず、翌年度以降、滞納対応を行っていなかった。

○平成 26 年度以降は、当該年度の滞納対応(督促等)も行っていなかった。

⇒ 平成 22 年度～平成 27 年 6 月分までの債権は、時効（2 年）により実質上、回収不能
（影響額は、1,936,500 円）

(7) 不適切な処理に至った原因

○担当者（担当係長）の収納管理に関する基本的な知識不足に加え、それを補う業務マニュアルや引継ぎがなかった。また、担当課長による業務の進捗管理やチェック体制が不十分であった。

(8) 今後の対応

① 再発防止策

○複数担当制の導入（平成 29 年 5 月実施済）

○口座引き落としの検討（来年度申し込み分より実施予定）

○督促の徹底、臨戸徴収を実施（平成 27 年度 7 月分から 11 月分について督促状送付済み。平成 27 年度 12 月分から平成 28 年度 3 月分までについては、督促準備中。平成 29 年度分については通常の督促対応として概ね 2 か月後に督促状送付。）

○業務のマニュアル化（平成 29 年 8 月作成済）

○平成 22 年度以降の未調定分の債権については、今年度中に調定を行い、督促等を実施したうえで、債権の回収に努めるとともに、回収できないものについては、不納欠損処分等適切な手続きにより、債権管理を行っていく。

② 関係職員の処分

・平成 29 年 8 月 17 日付で市長に対し、泉南市職員賞罰審査会での審査を依頼済

別表（前回との比較）

（単位：円）

| 年 度 | 今回報告 | | | 前回報告 | | | 差 額 | | | 備 考 | |
|--------|------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| | | 調定額 | 決算額 | 未済額 | 調定額 | 決算額 | 未済額 | 調定額 | 決算額 | | 未済額 |
| 平成28年度 | 現年 | 22,974,900 | 21,732,600 | 1,242,300 | 23,239,000 | 21,996,700 | 1,242,300 | ▲ 264,100 | ▲ 264,100 | 0 | 滞納保護者数 54名 |
| | 過年 | 2,695,200 | 264,100 | 2,431,100 | — | — | — | 2,695,200 | 264,100 | 2,431,100 | ※前回報告との比較 影響額（実質上回収不能額） 今回報告 1,936,500円 前回報告 2,415,300円 差額▲478,800円 |
| | 合計 | 25,670,100 | 21,996,700 | 3,673,400 | 23,239,000 | 21,996,700 | 1,242,300 | 2,431,100 | 0 | 2,431,100 | |
| 平成27年度 | 現年 | 18,189,800 | 17,527,000 | 662,800 | 18,210,600 | 17,547,800 | 662,800 | ▲ 20,800 | ▲ 20,800 | 0 | 滞納保護者数 26名 |
| | 過年 | 2,053,200 | 20,800 | 2,032,400 | — | — | — | 2,053,200 | 20,800 | 2,032,400 | |
| | 合計 | 20,243,000 | 17,547,800 | 2,695,200 | 18,210,600 | 17,547,800 | 662,800 | 2,032,400 | 0 | 2,032,400 | |
| 平成26年度 | 現年 | 18,242,450 | 17,378,350 | 864,100 | 18,126,650 | 17,459,750 | 666,900 | 115,800 | ▲ 81,400 | 197,200 | 滞納保護者数 29名 |
| | 過年 | 1,270,500 | 81,400 | 1,189,100 | — | — | — | 1,270,500 | 81,400 | 1,189,100 | |
| | 合計 | 19,512,950 | 17,459,750 | 2,053,200 | 18,126,650 | 17,459,750 | 666,900 | 1,386,300 | 0 | 1,386,300 | |
| 平成25年度 | 現年 | 17,965,400 | 17,192,400 | 773,000 | 18,030,100 | 17,277,100 | 753,000 | ▲ 64,700 | ▲ 84,700 | 20,000 | 滞納保護者数 37名 |
| | 過年 | 582,200 | 84,700 | 497,500 | — | — | — | 582,200 | 84,700 | 497,500 | |
| | 合計 | 18,547,600 | 17,277,100 | 1,270,500 | 18,030,100 | 17,277,100 | 753,000 | 517,500 | 0 | 517,500 | |
| 平成24年度 | 現年 | 18,331,700 | 17,929,300 | 402,400 | 18,634,200 | 18,059,500 | 574,700 | ▲ 302,500 | ▲ 130,200 | ▲ 172,300 | 滞納保護者数 12名 |
| | 過年 | 310,000 | 130,200 | 179,800 | — | — | — | 310,000 | 130,200 | 179,800 | |
| | 合計 | 18,641,700 | 18,059,500 | 582,200 | 18,634,200 | 18,059,500 | 574,700 | 7,500 | 0 | 7,500 | |
| 平成23年度 | 現年 | 19,145,800 | 18,835,800 | 310,000 | 19,088,300 | 18,877,400 | 210,900 | 57,500 | ▲ 41,600 | 99,100 | 滞納保護者数 13名 |
| | 過年 | 41,600 | 41,600 | 0 | — | — | — | 41,600 | 41,600 | 0 | |
| | 合計 | 19,187,400 | 18,877,400 | 310,000 | 19,088,300 | 18,877,400 | 210,900 | 99,100 | 0 | 99,100 | |
| 平成22年度 | 現年 | 17,199,900 | 17,158,300 | 41,600 | 17,194,700 | 17,158,300 | 36,400 | 5,200 | 0 | 5,200 | 滞納保護者数3名 |
| | 過年 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計 | 17,199,900 | 17,158,300 | 41,600 | 17,194,700 | 17,158,300 | 36,400 | 5,200 | 0 | 5,200 | |
| 現年度合計 | | 132,049,950 | 127,753,750 | 4,296,200 | 132,523,550 | 128,376,550 | 4,147,000 | ▲ 473,600 | ▲ 622,800 | 149,200 | |
| 過年度合計 | | 6,952,700 | 622,800 | 6,329,900 | — | — | — | 6,952,700 | 622,800 | 6,329,900 | |
| 総計 | | 139,002,650 | 128,376,550 | 10,626,100 | 132,523,550 | 128,376,550 | 4,147,000 | 6,479,100 | 0 | 6,479,100 | 滞納保護者数133名（重複のぞく） |

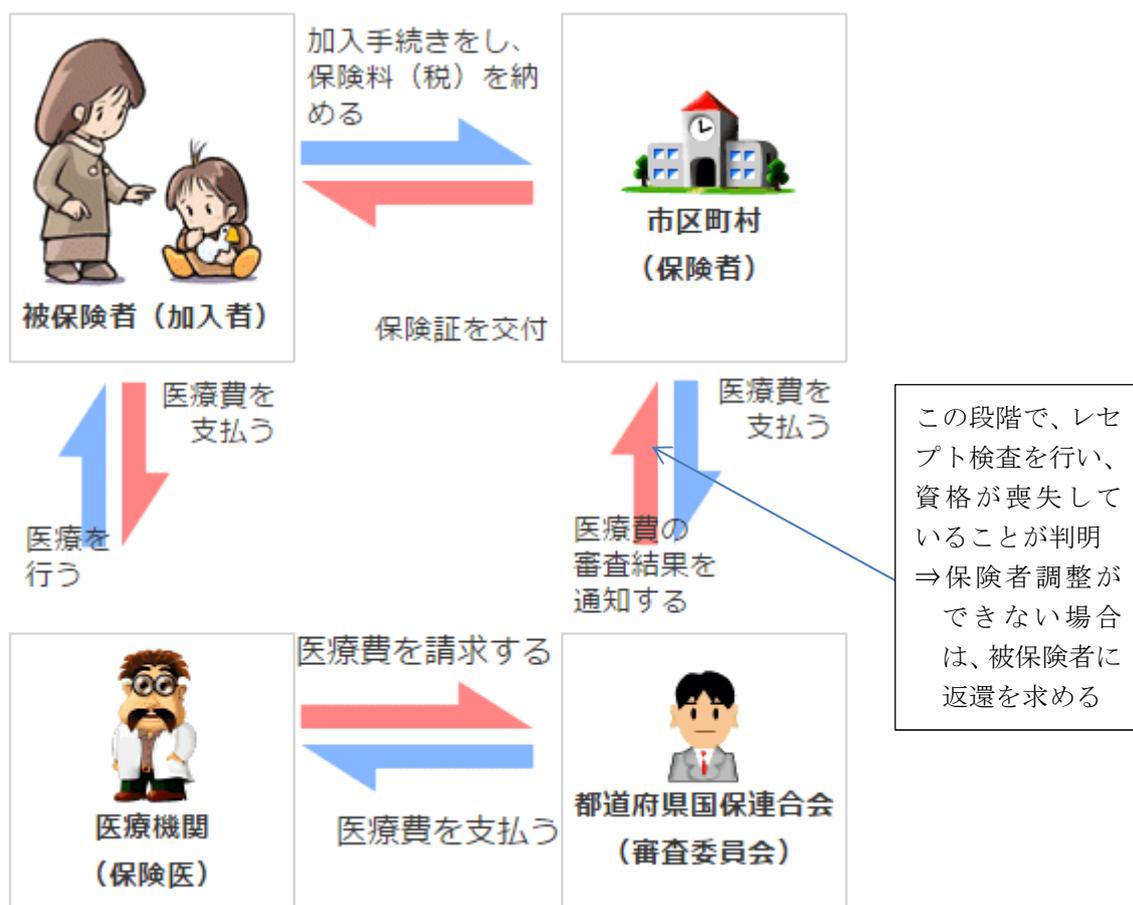
⑨ 一般被保険者返納金 【健康福祉部保険年金課】

(1) 事務の概要

国民健康保険の資格喪失後に、国民健康保険証にて医療機関を受診することにより発生した、療養給付金の負担分の返納に係る徴収事務。

国民健康保険制度で給付を行っているため、市が被保険者（世帯主）に返還を求め、後に、本人は加入中の社会保険、健康保険組合等の保険制度へ請求を行うもの。

※ 平成 27 年 1 月からは、全国健康保険協会管掌健康保険との間では、被保険者を介さず、保険者間での調整ができるよう、制度改正がなされた（全国健康保険協会以外は対象外）。



(2) 事務処理の状況

○納付にあわせて調定を行い収入している（いわゆる事後調定）。

※ 平成 25 年度までは、府内においても、複数の市町が同様の対応（いわゆる事後調定）を行っていたが、平成 25 年度、厚生労働省より債権管理等の適正化についての通知が出され、改善が図られてきているところ。

《本来の事務処理の手順等》

- ・返還額が確定した段階で調定を行い、債権管理を行うべきもの。

《現行の事務処理となった時期》

- ・過去から上記対応を行ってきた。

《現行の事務処理となった理由》

- ・府内の他の市町や他府県においても同様の対応が行われていたことなどを踏まえると、誤った処理であるという認識がなかったものと思われる。
- ・しかしながら、平成 25 年度の厚生労働省の助言を受けて、改善すべきであった。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。

(3) 影響等

○収入未済（滞納）や不納欠損が発生した場合に、決算書上に収入未済額や不能欠損額が計上されない。

- ・平成 28 年度末時点の未調定額（収入未済額）：942,467 円（平成 24 年度以降分）
※平成 23 年度以前分については、文書保存期間を経過していることから、未調定額は不明。
また、時効等により不納欠損処理をすべき額についても、同様の理由により不明。

《平成 28 年度決算書 P392》（国民健康保険事業特別会計）

「款 9. 諸収入 項 3. 雑入 目 4. 一般被保険者返納金 節 1. 返納金」

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|------------|-----------|-------|------------|
| 1,346,872 | 1,346,872 | | 0 |
| +942,467 円 | | | +942,467 円 |

《過去の状況》

調定すべき額(H24年度以降分)

未計上

| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 備考 |
|-----|-------|-----------|-----------|-------|-----------|------------|
| H28 | 現年分 | 1,265,466 | 1,032,275 | | 233,191 | |
| | 滞納繰越分 | 1,023,873 | 314,597 | | 709,276 | |
| | 計 | 2,289,339 | 1,346,872 | | 942,467 | |
| H27 | 現年分 | 1,984,250 | 1,430,610 | | 553,640 | |
| | 滞納繰越分 | 615,026 | 144,793 | | 470,233 | |
| | 計 | 2,599,276 | 1,575,403 | | 1,023,873 | |
| H26 | 現年分 | 1,555,377 | 1,236,513 | | 318,864 | |
| | 滞納繰越分 | 301,902 | 5,740 | | 296,162 | |
| | 計 | 1,857,279 | 1,242,253 | | 615,026 | |
| H25 | 現年分 | 1,926,635 | 1,729,630 | | 197,005 | |
| | 滞納繰越分 | 111,646 | 6,749 | | 104,897 | |
| | 計 | 2,038,281 | 1,736,379 | | 301,902 | |
| H24 | 現年分 | 558,730 | 475,049 | | 83,681 | |
| | 滞納繰越分 | 27,965 | 0 | | 27,965 | ※H23年度分の一部 |
| | 計 | 586,695 | 475,049 | | 111,646 | |

(単位：円)

※ 平成23年度以前分については、文書保存期間を経過していることから、未調定額は不明。
 ※ また、時効等により不納欠損処理をすべき額についても、同様の理由により不明。

(4) 今後の対応

- ・ 現在発生している未納金については、今年度中に調定を行ったうえで、債権管理を行っていく。
- ・ 今後発生する返還金については、対象者への返還額が確定した段階で調定を行ったうえで、債権管理を行っていく。
- ・ 今後は、正しい手法の引き継ぎを徹底していく。

⑩ 老人保護措置費負担金 【健康福祉部長寿社会推進課】

(1) 事務の概要

老人福祉法により養護老人ホームへ入所措置している措置者及び扶養義務者からその負担能力に応じて、措置に要する費用の全部または一部を負担金として徴収する事務。

(2) 事務処理の状況

○負担金が発生した段階で調定を行い、債権管理を行っているが、平成 23 年度から滞納が発生している 1 名の未納分について、一旦、年度末に変更調定を行ったうえで、翌年度、新ためて調定を行っている。

《本来の事務処理の手順等》

- ・調定された歳入のうち、当該年度の出納閉鎖期間までに納入されないものについては、収入未済額として計上したうえで、翌年度の調定済額に繰り越すべきもの。

《現行の事務処理となった時期》

- ・当該負担金については、平成 23 年度までは、いわゆる事後調定で対応していたものを、平成 24 年度以降、事前調定へと適正化を図ったが、その際に、収入未済の取り扱いについて、上記の誤った処理を行ってしまったもの。

《現行の事務処理となった理由》

- ・担当者の規則の適用誤り。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・上記の処理の手法で、事務引継が行われてきた。
(担当者によっては、疑問を抱いたものもいたが、引き継ぎどおり処理を行っていた。)

(3) 影響等

○収入未済（滞納）が発生した場合に、決算書上に計上されない。

・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・ 377,000 円

《平成 28 年度決算書 P392》

「12. 分担金及び負担金 項 1. 負担金 目 1. 民生費負担金 節 2. 老人保護措置費負担金」の一部
(単位：円)

| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|------------|-----------|-------|------------|
| 1,342,720 | 1,342,720 | | 0 |
| (232,000) | (232,000) | | |
| +377,000 円 | | | +377,000 円 |

《過去の状況》

| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | |
|-----|-------|---------|---------|-------|---------|--|
| H28 | 現年分 | 348,000 | 0 | | 348,000 | |
| | 滞納繰越分 | 261,000 | 232,000 | | 29,000 | |
| | 計 | 609,000 | 232,000 | 0 | 377,000 | |
| H27 | 現年分 | 348,000 | 87,000 | | 261,000 | |
| | 滞納繰越分 | 232,000 | 232,000 | | 0 | |
| | 計 | 580,000 | 319,000 | 0 | 261,000 | |
| H26 | 現年分 | 317,100 | 85,100 | | 232,000 | |
| | 滞納繰越分 | 93,500 | 93,500 | | 0 | |
| | 計 | 410,600 | 178,600 | 0 | 232,000 | |
| H25 | 現年分 | 224,400 | 130,900 | | 93,500 | |
| | 滞納繰越分 | 74,800 | 74,800 | | 0 | |
| | 計 | 299,200 | 205,700 | 0 | 93,500 | |
| H24 | 現年分 | 224,400 | 149,600 | | 74,800 | |
| | 滞納繰越分 | 27,000 | 27,000 | | 0 | |
| | 計 | 251,400 | 176,600 | 0 | 74,800 | |
| H23 | 現年分 | 162,000 | 135,000 | | 27,000 | |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | | 0 | |
| | 計 | 162,000 | 135,000 | 0 | 27,000 | |

(単位：円)

(4) 今後の対応

・今年度から、未納が発生した場合には、調定額の変更（減額）を行うのではなく、収入未済額として計上したうえで、債権管理を行っていく。

⑪ 高齢者住宅等安心確保事業利用料（介護保険事業特別会計）【健康福祉部長寿社会推進課】

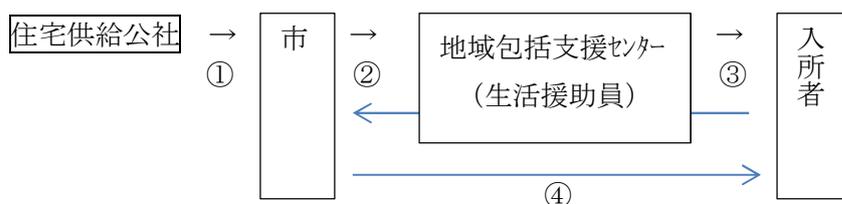
(1) 事務の概要

泉南市シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供する高齢者住宅等安心確保事業において、生活援助員派遣に要する費用を、所得に基づく負担基準により、利用者に負担させるもの（前年の所得税により利用料が決定。所得の状況によって、全額免除のケースも多い。）。

(2) 事務処理の状況

- 平成 23 年度から、所得に基づく費用負担額（利用料）の決定（下記④）ができておらず、債権管理ができていなかった。
- 平成 28 年度に事務処理の誤りに気づき、平成 29 年度からは正している。

《本来の事務処理の手順等》



- ① 大阪府住宅供給公社より入居の連絡を受ける。（電話連絡）
- ② 入居者名・入居予定日を地域包括支援センターに情報提供。（電話連絡）
- ③ 生活援助員から新規入居者に府営住宅（シルバーハウジング）入居条件（別紙）の生活援助員派遣申請書及び前年度分所得税額を証明する書類の提出依頼。
（地域包括支援センター経由で市に提出。）
- ④ 前年度分所得税額の証明を基に生活援助員等費用負担額を決定し利用者に通知した後に、調定を行ったうえで、納入通知書を発行。

※ 継続入所者に対しては、口頭により連絡し、前年度分所得税額の証明を入居者から直接市に提出してもらったうえで、生活援助員等費用負担額を決定（④）。

《現行の事務処理となった時期》

- ・平成 23 年度から

《現行の事務処理となった理由》

- ・平成 22 年度から平成 23 年度にかけての引き継ぎがうまくいっていなかったと思われる。

《業務マニュアル、事務引継の状況》

- ・引き継ぎがうまくいっていなかったと思われる。

(3) 影響等

○調定がなされておらず、収入未済額が計上されていない。

・平成 28 年度末現在の未調定額（収入未済額）・・・89,000 円（4 名分）

| | | | |
|--|---------|-------|---------|
| ≪平成 28 年度決算書 P441≫ ※介護保険事業特別会計 「款 7. 諸収入 項 2. 雑入 目 3. 雑入 節 1. 雑入」の一部 (単位：円) | | | |
| 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 156,340 | 156,340 | | 0 |
| +89,000 | | | +89,000 |

| | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|-------|--------|
| ≪過去の状況≫ | | ↓ | 調定すべき額 | ↓ | 未計上 |
| | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| H28 | 現年分 | 40,000 | 0 | | 40,000 |
| | 滞納繰越分 | 49,000 | 0 | | 49,000 |
| | 計 | 89,000 | 0 | 0 | 89,000 |
| H27 | 現年分 | 0 | 0 | | 0 |
| | 滞納繰越分 | 49,000 | 0 | | 49,000 |
| | 計 | 49,000 | 0 | 0 | 49,000 |
| H26 | 現年分 | 14,700 | 0 | | 14,700 |
| | 滞納繰越分 | 34,300 | 0 | | 34,300 |
| | 計 | 49,000 | 0 | 0 | 49,000 |
| H25 | 現年分 | 34,300 | 0 | | 34,300 |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | | 0 |
| | 計 | 34,300 | 0 | 0 | 34,300 |
| H24 | 現年分 | 0 | 0 | | 0 |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H23 | 現年分 | 0 | 0 | | 0 |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：円)

(4) 今後の対応

- ・平成 29 年度以降は正しい処理ができているため、平成 28 年度以前分について、今年度中に調定を行ったうえで、債権管理を行っていく。
- ・今後は、正しい手法の引き継ぎを徹底していく。

平成 28 年度

決算報告

泉南市の平成 28 年度決算がまとまりました。市民の皆さまに納めていただいた税金や国・府などから入ったお金がいくらで、どのように使われたかをお知らせします。詳細や過去の決算については、市ウェブサイトをご覧ください。

【関連サイト】市ウェブサイト>市政情報>財政

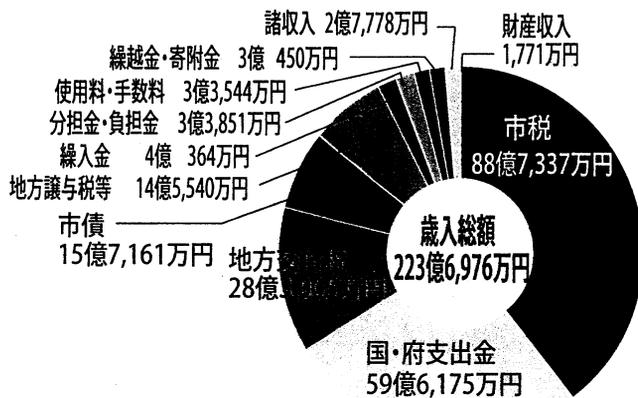
【問合せ】財政課 (☎ 483-0007)

●一般会計収支

平成 28 年度決算では、歳入歳出差引額は 1,707 万円で翌年度へ繰り越すべき財源の 1,370 万円を差し引いた 337 万円が実質収支（黒字）となりました。歳出の目的別では、民生費が 45.3%、公債費が 13.3%とこれらが多くを占めることとなりました。極めて厳しい財政状況ではありますが、限られた財源の中で、より効率的に行政サービスを提供していきます。

| 区分 | 金額 |
|------|----------------|
| 歳入総額 | 223 億 6,976 万円 |
| 歳出総額 | 223 億 5,269 万円 |
| 差引額 | 1,707 万円 |

●一般会計歳入 223 億 6,976 万円（前年度比 0.6%減）

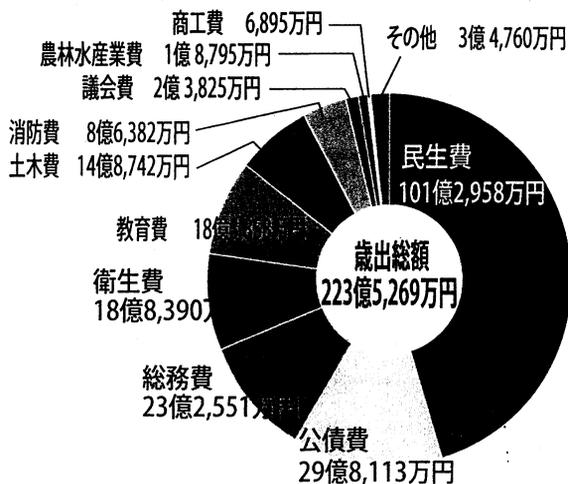


市税などの自主財源は全体の 47.2%、地方交付税や国・府支出金などの依存財源は 52.8%でした。歳入の内訳は市民税などの市税収入が 88 億 7,337 万円（前年度比 0.8%減）、国・府支出金が 59 億 6,175 万円（前年度比 0.7%減）となりました。

| | |
|---------|------------|
| 市民税（個人） | 23億5,678万円 |
| 市民税（法人） | 4億4,177万円 |
| 固定資産税 | 47億8,528万円 |
| 軽自動車税 | 1億4,238万円 |
| 市たばこ税 | 4億3,890万円 |
| 都市計画税 | 7億826万円 |

依存財源52.8% 自主財源47.2%

●一般会計歳出 223 億 5,269 万円（前年度比 0.4%増）



民生費・・・幼児や高齢者、障害者福祉などに使われたお金
 公債費・・・借入金を返済するために使われたお金
 総務費・・・市役所の全般的な事務に使われたお金
 衛生費・・・ごみ・し尿処理施設や予防接種などに使われたお金
 教育費・・・学校教育や文化・スポーツ振興などに使われたお金
 土木費・・・道路や河川、住宅、公園などの工事に使われたお金
 消防費・・・消防活動や災害を防ぐために使われたお金
 議会費・・・議会運営のために使われたお金
 農林水産業費・・・農業・漁業などの発展のために使われたお金
 商工費・・・商業や産業の発展のために使われたお金

●特別会計

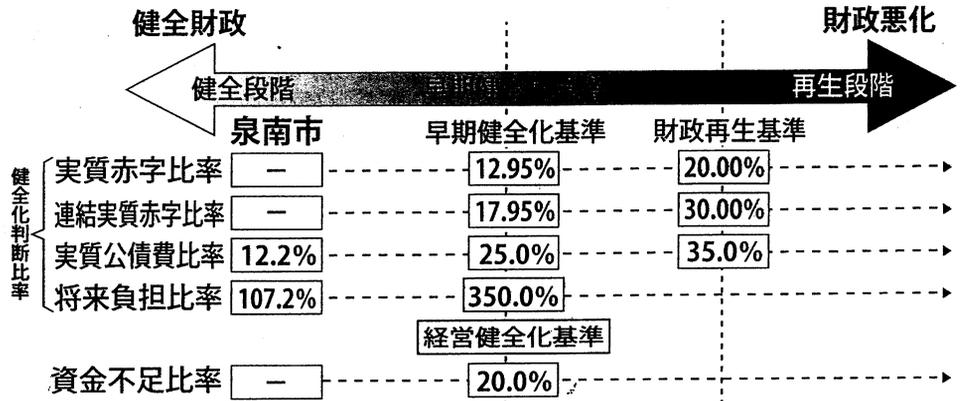
特別会計とは、保険料や使用料など特定の収入があり、その事業にかかるお金の流れを分かりやすくするために、一般会計とは分けて管理する会計です。泉南市には、国民健康保険や介護保険、下水道事業など 6 つの特別会計があります。

| 特別会計名 | 歳入 | 前年度比 | 歳出 | 前年度比 |
|---------------|------------|-------|------------|-------|
| 国民健康保険事業特別会計 | 94億8,440万円 | △0.1% | 96億7,336万円 | △3.9% |
| 下水道事業特別会計 | 20億8,171万円 | 9.5% | 20億8,171万円 | 9.5% |
| 汚水処理施設管理特別会計 | 73万円 | △6.7% | 73万円 | △6.7% |
| 介護保険事業特別会計 | 49億6,905万円 | 4.9% | 49億2,200万円 | 4.6% |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 7億3,600万円 | 6.2% | 7億2,302万円 | 7.1% |
| 公共用地取得事業特別会計 | 2億1,010万円 | 1.5% | 2億1,010万円 | 1.5% |

●健全化判断比率と資金不足比率

地方公共団体は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する4つの指標である「健全化判断比率」、公営企業の経営の健全化を判断する指標である「資金不足比率」を公表することが義務付けられています。

平成 28 年度決算は、いずれの指標も、早期健全化（経営健全化）の基準以下となりました。



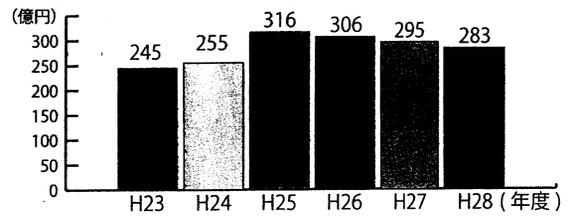
用語説明

- ①実質赤字比率・・・一般会計等の赤字から財政運営の深刻度を見る比率
- ②連結実質赤字比率・・・全会計の合計が赤字の場合に算出される、財政運営の深刻度を見る比率
- ③実質公債費比率・・・借入金の返済額などの大きさから、資金繰りの危険度を見る比率
- ④将来負担比率・・・一般会計等の負債の残高から、将来の財政への圧迫度を見る比率
- ⑤資金不足比率・・・公営企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度を見る比率

●市債の残高はどうなっている？

市債とは、多額の経費を要する事業を行う場合、国・府・銀行などから借り入れるものです。この借入金は、長期にわたり計画的に返済を行うことから、世代間負担の公平化が図られます。

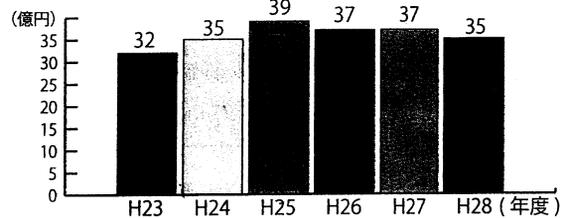
平成 28 年度末の普通会計（本市では一般会計および公共用地取得事業特別会計）の市債残高は、283 億 11 万円となり、前年度と比べ 12 億 3,626 万円（4.2%）減少しています。持続可能な財政運営のため、今後とも市債残高の減少に努めます。



●基金の残高はどうなっている？

基金とは、それぞれの特定の目的のために積み立てるもので、家計でいえば、貯金にあたるものになります。本市の財政規模からすると決して多くはなく、災害等に備え積み立てておく必要があります。

平成 28 年度末の各基金の現在高の合計は 35 億 3,534 万円、前年度と比べ 1 億 3,557 万円（3.7%）減少しています。



市民の皆さまへ

平成 28 年度の決算につきましては、地方自治法第 233 条の規定に基づき、平成 29 年第 3 回泉南市議会定例会の認定に付したところですが、平成 28 年度決算審査特別委員会および本会議において、一部、不適切な会計処理があったことなどを理由に不認定となりました（広報せんなん 11 月号と一緒にお届けしている「せんなん議会だより」6 ページ参照）。

具体的には、今年の 5 月、放課後に子どもたちの居場所となっている「留守家庭児童会」の会費の徴収事務において、過去の債権管理が適切に行われていなかったことが判明し、調査

の結果、最終的に平成 22 年度以降に約 190 万円の実質回収不能となった債権が存在することが明らかになりました。また、その後の全庁調査の結果、そのほかにも複数の事務において、地方自治法に定められている調定（収入すべき金額を決定する行為）の時期が遅れたり、行われていなかったり等、会計事務の処理に一部、不適切な取扱いがあったことがわかりました。

このような事態を招いたことに対しまして、市民の皆さまに心よりおわび申し上げますとともに、二度とこのようなことのないよう、職員一同あらためて気を引き締め、法令遵守の意識をさらに高め、市民の皆さまから信頼される市政の運営に全力を注いでいく所

存でございます。

議会において、決算が不認定とされた場合でも、地方自治法上は法的効力や執行済みの予算への影響はないとされていますが、今回、事務処理の誤りが明らかとなった案件につきましては、本年度中に是正を図り、適切に債権管理を行ってまいります。

また、再発防止に向けましては、会計事務に関する研修の充実や引き継ぎの徹底、業務マニュアルの整備などをしっかりと行いますので、今後も引き続き市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 12 月

泉南市長 竹中勇人